<u></u>

被保険者の皆さんが病気やケガをしたとき、安心して医療を

平成20年5月末現在、

受けることができる制度です。

国民健康保険は、

2万5629人の方が国民健康保険に加入しています。

2

伊賀市国民健康保険

月から特別徴収となり、 収される方を除く。) (納税義務者) の方に保険税納税通知書を送付します。 納期内納付にご協力ください。 10月以降も引き続き年金から特別徴 4

8月は国民健康保険税の本算定の月です。 8月中旬に世帯

市内で1万4404世帯、 '0-0

事業を行 簡易人間ドッ 加入している方などを除く、 に加入している方や職場の へが加入するのが、 補助金を財源にして、 寿医 皆さんが納める保険税と国などから 療制 金などの保険給付や特定健診 度 ク・ 皆さんの健康を支えて (後期高齢者医 脳ド 国民健康保険です。 ックなどの 医療費• 健康保険に すべて 療制 保 出 度

制度) 度から長寿医 金分を保険税に上乗せすることになり 療費は年々増加 増加や高度医 近 年、 を支えるため、 急速な高齢化や生活習慣 **医療制度** 療技術の進歩などから 傾向にあり、 (後期高 後期 高 平成20 齢者医 齢者支援 病 医

療費を有効に使われますようご協力 ますので、皆さんも健康に心がけ、 お願いします。 市では今以上に 効 率的な運 営に 努 医 8

*****本 算定の しま 納 税通 知 書を お

療保険に

加

入することになります。

が国では、

すべての人が何らか

あてに届きます。 なくても、 、者がいれば納税通 帯主が国民健康 世帯の 中に国民健康保険 保険 知書が世帯主 に の 7 加

算定税額を差し引いた額を 額から1期 次頁の税率により計 • 3 期 (4月)・2期 算した本算定年 (5月) 0)

5 期 6期 11月 10月

4 期

9月

(8月

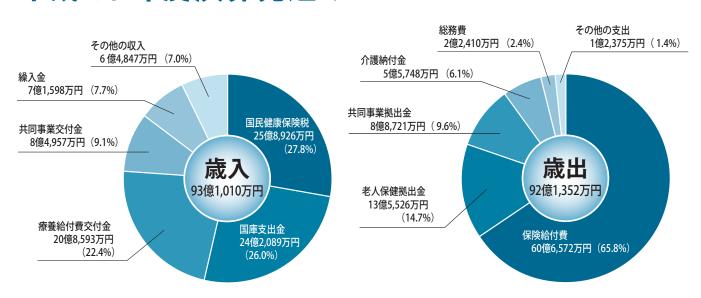
7 期 12月

9期 8 期 (平成21年2月) (平成21年 1

額の具体的な計算例は、 別徴収される方は除きます)この年 10 期 の 8 期 (平成21年3月) (回)に割り振っています。 次頁のとお

今回お届けする納税通 す 知 書の税額 加 入し

平成 19 年度決算見込み



ります。 国民健康保険の届出は必ず14日以内に!

生日までさかのぼって納めることに

険給付を受けられない

保険税は国

民健

康

保険加入資格の

たときを指します。

届出が遅れると保

場合があります。

* 保 険 替 で 税 の 納 付 は 便 利 な 口 座

既税を納っ 日ごろ忙し 州め忘れがちなっ忙しい人や、 っな人の つ ため うっつ

がかからず便利です。 単で便利な口座振替をおすすめ 度手続きをすると毎年継続 んます。 手 簡

①伊賀市の口座 ③金融機関にある口 ②通帳・通帳の が必要です。 手続きは 書に必要事項を記入し、 納付書に添付している口 1座振替 届 印 座振替依 取扱金融 保険 税 金融機 [座振替: ば頼書ま 0) 機 納 関 付 で

国民健康保険税の医療保険分・介護保険分・後期高齢者支援金分の計算例

関

依た

窓口(ゆうちょ銀行を除く)



での 場の

国民健康保険加入の資格が発生 健康保険を脱退された日など、

市

他市町村から転入された日あるいは

た月とは、

市で届出をしたときでなく

納めることになります。被保険者になっ

保険税は、

被保険者になった月

米保険税は

被

保険者

な

か

(45歳) 固定資産税 6万円 専従者給与 45 万円 (38歳) 所得 父(70歳)年金所得 80 万円 子(16歳) 学生

	①所得割	②資産割	③均等割	4平等割	限度額
医療保険分	6.7%	18%	25,000円	22,000円	47 万円
介護保険分	1.5%	3%	7,500 円	4,500円	9万円
後期高齢者 支援金分	1.08%	4.2%	5,800円	4,500円	12 万円

①所得割 前年中の総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた 額に対して(加入者すべて)

その年の土地家屋にかかる固定資産税に対して(加入者すべて) ②資産割

国民健康保険に加入している方1人に対して ③均等割

4平等割 1世帯に対して

■医療保険分の税額の計算例

◎4人が国民健康保険に加入

所得割 基礎控除額

3,000,000 円-330,000 円=2,670,000 円 450.000 円 - 330.000 円 = 120.000 円 800,000 円 - 330,000 円 - 470,000 円

計 3,260,000 円

所得割額 3,260,000 円× 6.7/100 = 218,420 円 60.000 円× 18/100 = 10.800 円 資産割額 25.000 円×4人 = 100.000 円 均等割額 平等割額 22,000 円×1世帯 = 22,000 円医療保険分年税額(100円未満切捨て)351,200円

■介護保険分の税額の計算例

◎1人が介護保険に加入(40歳以上65歳未満)

所得割 基礎控除額

3,000,000 円-330,000 円=2,670,000 円 ※父は70歳のため介護保険料は年金からの天引きと なります。

所得割額 2.670,000 円× 1.5/100 = 40,050 円 1,800円 資産割額 60,000 円× 3/100 =7.500 円×1人 7.500 円 均等割額 平等割額 4.500 円×1世帯 4.500 円

介護保険分年税額(100円未満切捨て) 53.800円

■後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 3,260,000 円× 1.08/100 = 35,208 円 均等割額 5,800 円×4人 = 23,200 円 資産割額 60,000 円× 4.2/100 = 2,520 円 平等割額 4,500 円×1世帯 =4,500 円

医療保険分年税額(100円未満切捨て) 65,400円

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分の合計額 351,200 円+ 53,800 円+ 65,400 = 470,400 円となります。